

令和2年 第14回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年8月20日(木)
開会 午後6時00分 閉会 午後6時40分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課理事 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 欠席者 田村浩章委員
- 6 書記 教育総務課課長補佐 吉岡祥嗣
- 7 議 事
- (1) 議案第53号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について
- (2) 議案第54号 京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について
- (3) 議案第55号 田中彩子モノオペラ「細川ガラシヤ」京丹後公演の開催に係る後援について
- 8 そ の 他
- 9 会 議 録 別添のとおり(全10頁)
- 10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年10月21日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 安達 京子

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 〔欠 席 者〕 田村浩章委員

〈吉岡教育長〉

皆さん、こんにちは。

本日は、田村委員から欠席の連絡をいただいています。

ただいまから「令和2年 第14回京丹後市教育委員会臨時会」を開会といたします。

急に臨時会を招集させていただきましたが、よろしく申し上げます。

コロナの関係で夏休みも縮小し、今週の月曜日17日から2学期を始めています。まだまだ暑い日が続いていますので、学校には熱中症にも気を付けるように指示をしているところです。

本日は、8月定例会で準備ができていませんでしたが、議会の9月定例会に提出する予定をしています条例の一部改正について、教育委員会での承認が必要ですので会議を開催させていただきました。内容につきましては、月曜日から土曜日に実施しています放課後児童クラブについて、1つのクラブで11月から日曜日と祝日も実施をしたいため、条例の改正を行うものです。

本日は、「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について」と関連する規則改正、8月定例会で取下げをしました後援申請の、3議案の審議を予定していますので、どうぞよろしく願いいたします。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

安達委員を指名しますのでお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、議案第53号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について」及び議案第54号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」を関連議案となりますので一括議案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認めます。よって議案第53号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について」及び議案第54号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議案とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第53号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について」及び議案第54号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」は、家庭環境や社会環境の変化に伴い、保護者の多様化する働き方への支援を行い、さらなる子育て環境の充実を図るため、放課後児童クラブを日曜日、祝日も開設するために所要の改正を行うものです。

この取組みの実施にあたり、市内の小学校の全保護者へアンケート調査を行い、一定の利用希望があったことから、市内1か所の放課後児童クラブで実施することとし、一番多くの方に利用してもらえる峰山放課後児童クラブで行うことにしています。

アンケート調査の内容を簡単に説明させていただきます。

アンケートは、7月3日から7月10日までの期間、対象者を市内小学生のいる保護者、子ども1人につき1枚書いていただいています。対象人数は2,414人、回収率が75.17パーセントで1,801人から回答を得ています。

主な項目を御紹介します。

日曜日の開設について必要と思われるかという質問に対して、思われると答えた方は565人で、全体の31.4パーセント、回答全体の3割という形になっています。

住んでいる地域以外の場所であっても利用するという方は144名おられて、利用するといわれた一番多い町は大宮町の55、続いて峰山町の46、弥栄町の16と続きます。

どの範囲であれば利用されますかという質問に対して、峰山町と答えた方が54、大宮町という方が26、続いて網野町という方が18おられます。この町別のことを並べていきますと、合計すると峰山町がトップで100、大宮町が2位で81、3番目が網野町という形で続くという傾向をまず掴みました。

どれぐらいの方が実際利用されるかという推計として、放課後児童クラブの土曜日の利用状況の割合を求めたところ、30.2パーセントの方が土曜日にも利用されていましたので、利用希望の総数144名に、土曜日の利用割合の30.2パーセントを掛けまして、推定では43人の方が希望されるのではないかとという人口規模を出しています。

開所場所につきましては、先ほどの分析から、市内1か所であれば峰山町が一番多く参加しやすいということで、判断をさせていただきました。

利用料金についての考え方ですが、土曜日の利用料金が1,200円、今いただいています。これを、日曜・祝日につきましては、利用されたりされなかったりという希望もあると思いますので、1日単位の実績でいただくこととして、だいたい土曜日は月に4回から5回ありますので、4回と想定して1,200円を4で割り返した300円を1日の料金とするというような考え方を持たせていただいています。

それを踏まえまして、議案第53号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第1条「目的」では、放課後の後ろに等を追加し、放課後の定義を整理しています。

第2条「設置等」に第4項を追加し、別表に規定するクラブのうち、土曜日及び休業日に開設するクラブは規則で定める。としています。

第3条「対象児童」では、第2項として、対象児童の住所要件である町域の枠を外して市内の在住児童とする文言を追加しています。

第6条「利用料」では、第1項の土曜日の後に休業日を加え、第3項を新たに設け、休業日にクラブを開設する場合の利用料は、日額300円とし、利用した月分の利用料は翌月の末日までに納入するものとするとして定めています。

また、これに伴い、改正前の第3項は第4項に繰下げとなります。

最後に、附則で条例の施行日を令和2年11月1日からとし、施行前にも利用申込み等の必要な準備行為ができるように定めています。

本日御承認いただければ、9月議会に上程することとしています。

次に、議案第54号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条「休業日」の第1項第3号は今回の改正に合わせて文章の表現を整理させていただきました。

また、第2項を新たに定め、市長は、前項に規定する休業日のほか、臨時的に休業日を含め、又は休業日にクラブを利用させることができる。ことを追加しています。

第3条の2「土曜日及び休業日に開設するクラブ」を新たに設け、土曜日及び休業日に開設するクラブは、条例別表に規定するクラブのうち、次表に定めるとおりとする。とし、土曜日及び休業日に開設する放課後児童クラブを示しています。

また、備考で、この表において休業日とは、第3条第2項に規定する場合を除き、第3条第1項第1号及び第2号をいう。としています。

第4条「開設時間」に第2項を追加し、第3条第2項の規定による休業日にクラブを利用させる場合の開設時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。としています。

様式第1号の放課後児童クラブ利用申込書では休業日利用に対応できるよう利用希望区分、子ども未来課記入欄の一部を改正しています。

最後に、附則で、この規則も条例に合わせて、施行日を令和2年11月1日からとし、施行前にも利用申込み等の必要な準備行為ができるよう定めています。

以上よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第53号及び議題第54号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

アンケートの結果を聞かせていただきました。3割の人が日曜日や休日の児童クラブの利用を希望するということでしたが、その3割の方は、今現在どのようにして子どもの対応をされているのか、わかる範囲内で教えてください。

<服部子ども未来課長>

今現在の利用については、もちろん放課後児童クラブをしていませんので、おじいちゃん、おばあちゃんとか、そういったところに預けておられるというのが一般的かなと思っています。

このアンケートの中には、そこまで踏み込んだ質問はしていませんので、しかも無記名ということもありますので、実際の状況について、こちらのほうでは把握できていない状況です。

<安達委員>

本当に必要な方というのは、きっとこれより数が少ないと思います。おじいちゃん、おばあちゃんに見てもらって過ごしている子がかなりいると思うのですが、私としては、日曜日に学童保育を開くということに対して、基本的には反対の意見を持っています。子どもにとって、せめて日曜日ぐらいは家庭とか地域でゆっくりと過ごせる時間を保障することはとて

も大事なことだろうなと思っています。そのことが、次の月曜日に「がんばろう」という気持ちにつながっていくものだろうと思っているのですが、安易に、開いているから預けたらいいという保護者が数多く出るということは、出るかどうかはまだ始まっていないのでわかりませんが、とても心配だなという気持ちがあります。

その辺のことは考えておられますか。

<服部子ども未来課長>

本当に必要な人が使っていただければというふうに思っていますし、本来10か所放課後児童クラブを開設していますが、アンケートの中でも書かせていただいたように、自分の地域以外でも利用をする、そこまで送っていく必要が出てくるわけですが、そうしてでも、お父さん、お母さんの就労形態によって預けないといけないという方については、利用がしていただけるということと、そういった利用希望があるという認識をしています。

今おっしゃったように、学校を休むことができませんので、土曜日、日曜日に利用を続けると、1週間放課後児童クラブですとか、そういったところの利用という形になるとは思いますが、できるだけ土曜日や日曜日も含めて、利用しなくてもいいときはもちろん家庭で見えていただくことを前提として実施をしていきたいと考えています。

<安達委員>

その辺の判断の基準というのは、親の就労の状況から判断されるのでしょうか。

<服部子ども未来課長>

もちろん就労の状況も判断させていただきますし、家庭の状況も含めて見させていただくことになると思っています。

<安達委員>

では、近くに面倒をみってくれる方がないと利用ができないというふうに認識したらよいですか。

<服部子ども未来課長>

どの範囲というところはあるとは思いますが、一応そういった形で、見れる環境にあるかないかというところを1つの判断材料にしていきたいというふうには思っています。

<安達委員>

今保護者は、休みの日に子どもを置いて仕事に行くということにすごく不安を感じていて、本当に必要な方もあると思うので、きっと助かる人もあると思いますが、子どもは本当に日曜日なんか行きたくない、ほとんどの子が思っています。家でゆっくり過ごしたいとか、地域の子どもたちと遊びたいとか、家でごろごろしたい、いつもと違った生活がしたいという子どもがほとんどだと思うので、その辺の子どもの声というのもしっかりと聴いてやって、そして実施する場合は、必要な方に必要な施策ができるような条例であってほしいと願っています。

<服部子ども未来課長>

おっしゃるとおりですし、一方で子どもさんが家で過ごす環境というのは非常に大切だと思っていますが、近年、保護者の就労形態も多様化していく中で、どうしても置いて行けないという状況があれば、こういったところで見させていただくということで、今回始めさせていただくということで提案をさせていただくということになります。

おっしゃるとおり、できるだけ家庭で見れるのであれば見ていただくということを前提にしていきたいというふうには思っています。

<安達委員>

しつこく言いますが、子どもを家庭や地域から切り離して全て行政で見ていくというのにもかなり無理があるのではないかなという気もしていますので、できるだけ地域や家庭で過ごせることを保障できるような京丹後市であってほしいなと思っていますので、またそのあたりのことも考えて行ってほしいなと思います。以上です。

<吉岡教育長>

ほかにありませんか。

それでは暫時休憩します。

—休憩中—

<吉岡教育長>

休憩を閉じて再開します。

ほかに御質問ありませんか。

それではお諮りをいたします。

議案第53号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第54号「京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第55号「田中彩子モノオペラ「細川ガラシャ」京丹後公演の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第55号「田中彩子モノオペラ「細川ガラシャ」京丹後公演の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

まず事業目的ですが、この事業は、丹後における教育、文化、観光促進事業として、NHK大河ドラマ「麒麟がくる」の主人公、明智光秀の娘・細川ガラシャゆかりの地、丹後で開催されるもので、市民、特に未来ある子どもたちに、オペラを通じて、なかなか触れることができない、国際的な文化を身近に感じてもらい、将来の人生に少しでも役立ててもらいたい。また、丹後ちりめん創業300年を迎え、丹後ちりめん製作用のオペラの舞台衣装で、丹後の伝統産業や文化を国内外に発信し、丹後の魅力を広くPRすることを目的としています。

事業内容につきましては、舞鶴市出身のソプラノ歌手、田中彩子さんの歌とともに、ガラシャを取り巻く状況、ガラシャの半生を、5幕にわたって演じるというもので、脚本は、京丹後市在住の横島昇さんが担当されるということです。なお、公演の翌日には、市内の子どもたちとのオペラ交流会も計画されています。

開催日は、公演が11月22日（日曜日）午後6時から、子どもたちとの交流会は、翌23日（月曜日、祝日）で、公演の会場は丹後文化会館、入場料は一般が10,000円、高校生以下は4,000円、入場予定は380人となっています。

主催は田中彩子モノオペラ「細川ガラシャ」京丹後公演実行委員会、後援は京都府、京都府教育委員会、海の京都DMOなど、申請者は田中彩子モノオペラ「細川ガラシャ」京丹後公演実行委員会会長、行待佳平氏です。

なお、予算書につきましては、実行委員会の方から差し替えの提出がありましたので、本日訂正版を配付させていただいています。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第55号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<野木委員>

非常に素晴らしい、私も楽しみにしている公演なのですが、予算書の中で、出演料400万、交通費宿泊費含むとなっていますが、こういう場合は源泉も含めてですか。別になっているのですか。そのあたりを聞かせてください。

<引野理事兼生涯学習課長>

源泉というのは源泉徴収ですか。

<野木委員>

はい。

<引野理事兼生涯学習課長>

そこまでは確認できていないのですが、源泉される場合も、この出演料の中から引かれるということだと思いますので、この400万円自体は変わらないと思います。

<野木委員>

任意の団体で我々もやる時は含んでいますというようなことでやってしまうのですが、こういう公の部分で、そのあたりはどういう処理をされているのか、それがちょっと聞きたかったのです。

それと、質問です。次の日に子どもたちとの交流ということですが、その予定というのはこの中に書いてありましたか。

<引野理事兼生涯学習課長>

お配りしています資料の中には、交流会のことはほとんど記載がなかったかなと思います。

対象者が、保育所やこども園も含めて小・中・高校生までということで、100人プラス保護者の方に来ていただくということで、参加は無料です。

内容は、田中彩子さんの歌です。ソプラノ歌手ということで、3曲ほど披露していただいて、田中彩子さんから子どもたちへのお話、田中彩子さん自身が子どもの頃にプロの歌手の歌声を生で聴かれてこの世界に入るきっかけとなったという体験もおありということで、御自身が結構こだわっておられて、子どもたちとの交流を是非させてほしいということで、実行委員会で計画されています。

<野木委員>

じゃあ、まだ実行委員委員会の方々のプランというだけで、具体的に教育委員会のほうにこういう計画でということは伝わっていないということですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

はい。今説明させていただいたようなことはお聞きしていますが、詳細はこれから詰めていかれるということだと思います。

<野木委員>

ありがとうございました。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第55号「田中彩子モノオペラ「細川ガラシャ」京丹後公演の開催に係る後援について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いてその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第14回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦労様でした。

<閉会 午後6時40分>

[8月臨時会 令和2年8月27日(木) 午後1時30分から]